



県章

# 山形県公報

平成26年8月19日（火）

第2572号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良事業の計画変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…907
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………（水産振興課）…同
- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（同）…908
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…909
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………（建築住宅課）…同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（情報企画課）…同

## 告 示

### 山形県告示第745号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称  
鶴子六沢土地改良区
- 2 認可年月日  
平成26年8月1日

### 山形県告示第746号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成26年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業権者の名称及び住所  
(1) 名称 小国川漁業協同組合  
(2) 住所 最上郡舟形町舟形122番地
- 2 漁業権の免許番号  
内共第11号及び内共第12号
- 3 変更の内容

第7条第1項の表中

最上郡最上町大字法田地内最上白川水系東又沢
最上郡最上町赤倉地内小国川水系朝日沢

を

「最上郡最上町大字法田地内最上白川水系西又沢  
最上郡最上町赤倉地内小国川水系中の又沢」

に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成26年10月1日

#### 山形県告示第747号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
酒田市南部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市高見台、若宮町及び緑ヶ丘の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業及び小型機船底びき網漁業
- 2 (1) 加入区の名称  
酒田市宮野浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業
- 3 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市湯野浜、宮沢及び金沢の区域の者が営むもの
- 4 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市加茂の区域の者が営むもの
- 5 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市今泉の区域の者が営むもの
- 6 (1) 加入区の名称  
鶴岡市加茂加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市湯野浜、宮沢、金沢、加茂、今泉及び油戸の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及び総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市油戸の区域の者が営むもの

**山形県告示第748号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年8月19日から同年9月1日まで縦覧に供する。

平成26年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 瀬見新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市金沢字梨ノ木2246番3から 同 前野2262番1まで	旧	19.0メートル } 10.5	メートル 360
同 上	新	19.0メートル } 12.0	同 上

**山形県告示第749号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第7項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成26年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成26年8月27日（水） 午後2時から
- 2 場 所 米沢市金池七丁目1番50号  
置賜総合支庁本庁舎401会議室
- 3 申請者 山形市穂積135番地  
株式会社スズキ自販山形 代表取締役 宗崎泰典
- 4 建築物の計画 米沢都市計画区域内の準住居地域である米沢市金池八丁目地内での自動車販売店舗及び自動車修理工場の新築（鉄骨造2階建て、延べ面積1,020.12平方メートル）

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成26年7月1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北インテリジェント通信株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
- 5 落札金額 3,388,068円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年5月20日

平成26年 8月19日印刷  
平成26年 8月19日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056